

松伏町告示第105号

令和2年度の財政事情について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例（昭和53年松伏町条例第18号）第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月1日

松伏町長 鈴木 勝

財政事情の公表

1 財政方針

内閣府の発表によりますと、我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況ですが、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きがみられるとのことです。

また、東日本大震災からの復興・創生及び激甚化・頻発化する災害への対応に向けて取り組むとともに、感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標に向けた主要施策について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、新たに設置した成長戦略会議において、改革を具体化していくとのことです。

このような社会情勢の下、今年度の町の財政状況については、町の歳入の約4割を占める町税が増収したことや、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫補助金の増額により、歳入全体としては前年度を大きく上回るものとなっています。歳出については、新型コロナウイルス感染症対策やGIGAスクール構想に係る費用として、需用費等の物件費が増額しており、歳出全体として前年度を大きく上回るものとなっています。

しかしながら、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響から町税等が大幅に減収することが予想されるなか、人件費や扶助費等の義務的経費が例年増加傾向にあり、特に厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の動向に注視しながら、「松伏町第5次総合振興計画」に基づき各種施策に取り組むとともに、町民の皆様の要望を的確に捉えた質の高いサービスを提供するため、真に必要な事業を選択し、「各世代が笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指してまいります。